

保 証 書

様

貴殿との塗装仕様書に基づく塗装工事請負契約に関して下記内容の保証を致します。

1. 保証対象工事
2. 工事場所
3. 保証期間 から次の期間までと致します。

No.	部 位	仕 様	期 間	満 了 日
1			年	
2			年	
3			年	
4			年	
5			年	
6			年	
7			年	

4. 保証内容 次の各項について工事請負業者は施工につき、塗料販売業者は塗料の品質につき、保証致します。
イ. 著しい塗膜のはがれがないこと。
 「評価基準(日本塗料検査協会2003)はがれquantity4(はがれ面積3%)以上とする。」
ロ. 著しいさびの発生がないこと。
 「評価基準(日本塗料検査協会2003)さび等級RN3(さび面積0.6~3%)以上とする。」
5. 保証外事由 次の各項について保証外と致します。
イ. 建物の構造に起因した塗膜の異常。
ロ. 建物の環境に起因した結露、錆汁、カビその他これに類似した塗膜の異常。
ハ. 本工事請負契約時、実用化されていた技術では予防が困難な塗膜の異常現象
 又は、それが原因で生じた事故。
ニ. 天災(台風、震災等)及び、人災(火災、外力、損傷など)により発生した事故。
ホ. 二次保証及び、その他不可抗力と認められた場合。
6. 補修 イ. 万一保証内容に欠陥が生じた場合は、その欠陥部を本工事請負契約の塗装仕様書に
 準じ、工事請負業者が補修するものと致します。
 ロ. 但し、補修箇所の保証期間は延長しないものと致します。

年 月 日

工事請負業者

住所

社名

代表者

印

施工業者

住所

社名

代表者

印

塗料販売業者

住所

社名

代表者

印

保 証 書

様

貴殿との塗装仕様書に基づく塗装工事請負契約に関して下記内容の保証を致します。

- 1. 保証対象工事
- 2. 工事場所
- 3. 保証期間 から次の期間までと致します。

No.	部 位	仕 様	期 間	満 了 日
1			年	
2			年	
3			年	
4			年	
5			年	
6			年	
7			年	

- 4. 保証内容 次の各項について工事請負業者は施工につき、塗料販売業者は塗料の品質につき、保証致します。
イ. 著しい塗膜のはがれがないこと。
 「評価基準(日本塗料検査協会2003)はがれquantity4(はがれ面積3%)以上とする。」
- 5. 保証外事由 次の各項について保証外と致します。
イ. 建物の構造に起因した塗膜の異常。
ロ. 建物の環境に起因した結露、錆汁、カビその他これに類似した塗膜の異常。
ハ. 本工事請負契約時、実用化されていた技術では予防が困難な塗膜の異常現象
 又は、それが原因で生じた事故。
ニ. 天災(台風、震災等)及び、人災(火災、外力、損傷など)により発生した事故。
ホ. 二次保証及び、その他不可抗力と認められた場合。
- 6. 補修 イ. 万一保証内容に欠陥が生じた場合は、その欠陥部を本工事請負契約の塗装仕様書に
 準じ、工事請負業者が補修するものと致します。
 ロ. 但し、補修箇所の保証期間は延長しないものと致します。

年 月 日

工事請負業者

住所

社名

代表者

印

施工業者

住所

社名

代表者

印

塗料販売業者

住所

社名

代表者

印

覚 書

- 1. 保証書提出先
- 2. 保証対象工事名
- 3. 工事場所
- 4. 保証内容は保証書に記載の通りとします。
- 5. 甲は、本工事について塗装工事請負契約（原契約）及び塗装仕様書に基づき施工を行います。
- 6. 乙は、本工事に使用する塗料について、その品質を保証します。
- 7. 本工事の完遂にあたり、乙は、必要に応じて技術上の協力を行います。尚、これに要する費用については甲乙間にて別途協議します。
- 8. 本工事に関して保証対象に欠陥が生じた場合、甲乙双方は協力して原因を究明し、迅速に対処します。
- 9. 補修塗装を行う場合、甲は原契約の仕様書に準じ施工を行います。
- 10. 補修費用は、甲が負担するものとします。但し、塗膜欠陥が塗料の品質に起因する場合、乙は補修塗料代を負担するものとします。
- 11. 本覚書に明らかなでない事項については、甲乙双方善意をもって協議し、解決するものとします。
- 12. この覚書の有効期限は、保証書に記載の保証期間と同一とします。
から次の期間までと致します。

No.	部 位	仕 様	期 間	満 了 日
1			年	
2			年	
3			年	
4			年	
5			年	
6			年	
7			年	

年 月 日

甲 住所

社名

代表者

印

乙